

9 月 2 7 日（第 3 日）

9月27日（金）第3日 午前10時00分開議

出席議員

1 番	宮 下 成 美	2 番	寛 本 語
3 番	上 本 雄一郎	4 番	平 本 美 幸
5 番	美 濃 英 俊	6 番	古 居 俊 彦
7 番	長 坂 実 子	8 番	岡 野 数 正
9 番	平 川 博 之	1 2 番	上 松 英 邦
1 3 番	吉 野 伸 康	1 4 番	浜 西 金 満
1 5 番	山 本 一 也	1 6 番	酒 永 光 志

欠席議員

沖 元 大 洋
沖 也 寸 志

本会議に説明のため出席した者の職氏名

市長	明 岳 周 作	副市長	土手 三生
教育長	岡 田 學	総務部長	奥 田 修 三
企画部長	畑 河 内 真	危機管理監	佐 野 数 博
市民生活部長	江 郷 壺 行	福祉保健部長	山 田 浩 之
産業部長	高 橋 龍 二	土木建築部長	西 川 貴 則
教育部長	矢 野 圭 一	消防長	米 田 尋 幸

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	仁 城 靖 雄
議会事務局次長	長 原 範 幸
事務局専門員	流 田 洋 充

議事日程

日程第1	議案第55号	特別職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案について
日程第2	議案第56号	江田島市市民センター等設置及び管理条例の一部を改正する条例案について
日程第3	議案第60号	江田島市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について
日程第4	議案第61号	江田島市防災情報システム再構築事業請負契約の締結について
日程第5	議案第64号	令和6年度江田島市一般会計補正予算（第3号）
日程第6	議案第57号	江田島市税条例の一部を改正する条例案について
日程第7	議案第58号	江田島市国民健康保険条例の一部を改正する条例案に

		ついて
日程第 8	議案第 6 2 号	広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更に係る協議について
日程第 9	議案第 6 3 号	市道の路線認定について
日程第 1 0	議案第 6 5 号	令和 6 年度江田島市介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 1 1	議案第 6 6 号	令和 6 年度江田島市宿泊施設事業特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 1 2	議案第 6 7 号	令和 6 年度江田島市下水道事業会計補正予算（第 1 号）
日程第 1 3	議案第 6 8 号	令和 5 年度江田島市一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第 1 4	議案第 6 9 号	令和 5 年度江田島市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 1 5	議案第 7 0 号	令和 5 年度江田島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 1 6	議案第 7 1 号	令和 5 年度江田島市介護保険（保険事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 1 7	議案第 7 2 号	令和 5 年度江田島市介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 1 8	議案第 7 3 号	令和 5 年度江田島市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 1 9	議案第 7 4 号	令和 5 年度江田島市港湾管理特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 2 0	議案第 7 5 号	令和 5 年度江田島市地域開発事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 2 1	議案第 7 6 号	令和 5 年度江田島市宿泊施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 2 2	議案第 7 7 号	令和 5 年度江田島市交通船事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 2 3	議案第 7 8 号	令和 5 年度江田島市下水道事業会計決算の認定について
日程第 2 4		議員派遣について

開会（開議） 午前 10 時 00 分

○議長（酒永光志君） ただいまから、令和 6 年第 3 回江田島市議会定例会 3 日目を開きます。

ただいまの出席議員数は 14 名であります。

沖議員、沖元議員から欠席する旨、届出がありました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第 1 議案第 55 号～日程第 5 議案第 64 号

○議長（酒永光志君） 日程第 1、議案第 55 号 特別職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案についてから、日程第 5、議案第 64 号 令和 6 年度江田島市一般会計補正予算（第 3 号）までの 5 議案を一括議題とします。

本件は、総務文教常任委員会に付託となっていたものであります。

よって、平川博之総務文教常任委員長の報告を求めます。

平川委員長。

○9 番（平川博之君） 皆様、おはようございます。

それでは、総務文教常任委員会、委員長報告をいたします。

今定例会において、総務文教常任委員会に審査付託となりました議案 5 件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会では、去る 9 月 9 日に委員会を開催し、担当部長等の出席を求め、慎重に審査いたしました。

議案第 55 号 特別職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案ほか 4 議案については、審査の結果、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決してもよいものと決しました。

審査の過程において各委員から述べられた指摘及び意見について、その主なものを申し上げます。

まず、議案第 55 号 特別職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案については、学校施設環境改善交付金申請に伴う事務手続を誤ったことによって、交付金が受けられなくなったことに対し、管理監督者を有する市長、副市長、教育長の給与月額を減額しようとするものです。今後、このようなことが二度と起きないように、財務当局と各部局との連携強化並びに事務方、管理監督者の責任の明確化及び事務手続の適格化を図り、市役所全体で業務改善に取り組まれることを求めます。

次に、議案第 61 号 江田島市防災情報システム再構築請負契約の締結については、次の 3 点を要望いたします。

1 点目、防災無線整備においては、現地調査及び新旧設備の切替えを行う際、切替手順の周知を市民に伝え、不安を抱かせないように努めること。

2 点目、新しく整備される戸別受信機について、これまでどおり購入補助を続けてい

ただくことと、できるだけ安価になるような機種、設定を検討すること。

3 点目、難聴地区の解消や放送設備、近隣地区においては騒音問題にも配慮すること。

次に、議案第 64 号 令和 6 年度江田島市一般会計補正予算（第 3 号）についてです。

そのうち、6 次産業化・地産地消推進協議会補助金については、6 次産業化対策事業費として、当初予算に 300 万円計上されておりましたが、このたび補助金として、230 万円の追加の補正予算が計上されました。その内訳としては、レジシステムの導入や家賃のことです。状況の変化による補正であるとの説明は、予算編成時の計画や調整に甘さを感じるものであり、今後の展開が危惧されるところです。

当該事業に対しての行政支援をどこまで行うのか明確にし、運営主体の独立採算が早期に確立できる取組を強く求めます。

以上、述べました事項のほか、審査の過程において、各委員から述べられた指摘及び意見についても、今後十分に反映していただくよう要望し、委員長報告を終わります。

○議長（酒永光志君） これをもって、平川博之総務文教常任委員長の報告を終わります。

これより委員長報告に対する一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより、それぞれの議案について、討論と採決を行います。

議案第 55 号 特別職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案について、討論を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第 2、議案第 56 号 江田島市市民センター等設置及び管理条例の一部を改正する条例案について、討論を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第3、議案第60号 江田島市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について、討論を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第61号 江田島市防災情報システム再構築事業請負契約の締結について、討論を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第64号 令和6年度江田島市一般会計補正予算(第3号)について、討論を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 6 議案第 5 7 号～日程第 1 2 議案第 6 7 号

○議長（酒永光志君） この際、日程第 6、議案第 5 7 号 江田島市税条例の一部を改正する条例案についてについてから、日程第 1 2、議案第 6 7 号 令和 6 年度江田島市下水道事業会計補正予算（第 1 号）までの 7 議案を一括議題とします。

本件は、産業厚生常任委員会に付託となっていたものであります。

よって、長坂実子産業厚生常任委員長の報告を求めます。

長坂実子産業厚生常任委員長。

○7 番（長坂実子君） それでは、産業厚生常任委員会、委員長報告をさせていただきます。

今定例会において産業厚生常任委員会に付託されました 7 件の議案について、慎重に審議を行いました。審査の過程で出された主な質疑等を御報告いたします。

初めに、議案第 5 7 号 江田島市税条例の一部を改正する条例案については、公益信託制度の創設に伴い、公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金を寄附金税額控除の対象とするという改正内容です。委員から利用促進のための周知をしていただきたいとの意見がありました。

全員一致で可決すべきものと決しました。

続いて、2 件目の議案第 5 8 号 江田島市国民健康保険条例の一部を改正する条例案については、マイナンバーカードと国民健康保険被保険者証が一体化されることにより、国民健康保険被保険者証の交付に係る事務が廃止されることから、所要の規定の整備を行うものです。委員からは、国保加入者のマイナ保険証の登録率や利用率の確認がありました。また、利用に困難のある方や不信感から利用しない人などへの利用促進に取り組む考えはあるかという質問には、マイナ保険証の利用が難しい方には、資格確認書の利用をお願いしたいとの答弁でした。

全員一致で可決すべきものと決しました。

続いて、3 件目の議案第 6 2 号 広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更に係る協議については、質疑なしで全員一致で可決すべきものと決しました。

続いて、4 件目の議案第 6 5 号 令和 6 年度江田島市介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 1 号）では、返還金の詳細についての確認がありました。

全員一致で可決すべきものと決しました。

続いて、5 件目の議案第 6 3 号 市道の路線認定については、小用バイパス及び高祖バイパスの供用開始に伴い、旧道となった路線の詳細と、市への移譲に先立つ整備の概要について確認する質問がありました。

全員一致で可決すべきものと決しました。

続いて、6 件目の議案第 6 7 号 江田島市下水道事業会計補正予算（第 1 号）は、人事異動に伴う人件費の補正です。人事異動の詳細の確認がありました。

全員一致で可決すべきものと決しました。

続いて、7件目の議案第66号 令和6年度江田島市宿泊施設事業特別会計補正予算（第1号）は、サンビーチおきみの売却に要する測量及び登記、不動産鑑定業務の追加、水道施設の整備に伴う補正予算であり、全員一致で可決すべきものと決しました。なお、サンビーチおきみについては、8月23日の市議会全員協議会で、今年度末で指定管理としての運営を取りやめ、公募型プロポーザル方式で売却するという方針が示されたところです。しかし、数日後に売却する対象範囲の変更や資料の修正がなされ、さらにこのたびの議案審査時の過程においても、売却時期の見直しについて言及されました。

サンビーチおきみの売却を目指す市の方向性は妥当であると判断したため、補正予算案については、全員一致をもって可決すべきものと決したところですが、度重なる変更は、行政の公平性、公正性に疑念を持たれかねません。サンビーチおきみを市の大切な財産として慎重に取り扱うよう求めるとともに、事業全体を改めて十分に精査した上で、議会に対して明確に市の考えを示すことを求めます。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（酒永光志君） これをもって、長坂実子産業厚生常任委員長の報告を終わります。

これより委員長報告に対する一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより、それぞれの議案について、討論と採決を行います。

初めに、日程第6、議案第57号 江田島市税条例の一部を改正する条例案について、討論を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第58号 江田島市国民健康保険条例の一部を改正する条例案について、討論を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第 8、議案第 6 2 号 広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更に係る協議について、討論を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第 9、議案第 6 3 号 市道の路線認定について、討論を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第 10、議案第 6 5 号 令和 6 年度江田島市介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 1 号）について、討論を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第 1 1、議案第 6 6 号 令和 6 年度江田島市宿泊施設事業特別会計補正予算(第 1 号)について、討論を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第 1 2、議案第 6 7 号 令和 6 年度江田島市下水道事業会計補正予算(第 1 号)について、討論を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 3 議案第 6 8 号～日程第 2 3 議案第 7 8 号

○議長(酒永光志君) この際、日程第 1 3、議案第 6 8 号 令和 5 年度江田島市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第 2 3、議案第 7 8 号 令和 5 年度江田島市下水道事業会計決算の認定についてまでの 1 1 議案を一括議題とします。

本 1 1 議案に関し、上松英邦決算審査特別委員長の報告を求めます。

上松決算審査特別委員長。

○決算審査特別委員長(上松英邦君) 令和 6 年 9 月 2 7 日、江田島市議会議長様。江田島市議会決算審査特別委員会委員長 上松英邦。

決算審査特別委員会報告をいたします。

本委員会は、令和 6 年第 3 回江田島市議会定例会、本会議 2 日目において付託された

議案について、総務文教、産業厚生 of 2 分科会に分割し、9 月 11 日、12 日に総務文教分科会、9 月 17 日、18 日に産業厚生分科会を開会し、慎重に審査した結果、個別意見、要望事項を付して全会一致で決したので、会議規則第 103 条の規定により報告いたします。

1、審査した議案。

議案第 68 号 令和 5 年度江田島市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第 78 号 令和 5 年度江田島市下水道事業会計決算の認定までの 11 議案です。

2、審査の概要。

本審査に当たっては、会計決算書及び附属書類・証書類は全て監査委員の審査済みであり、その意見書も提出されているが、計数的な面を含め、予算の執行が議会議決の趣旨を尊重し、適正にして、公正かつ能率的に執行されたかどうか、あるいは行政の目的とする地域住民の福祉の増進のためにどのような効果を上げることができたか、行政効果の観点から審査を行いました。

3、審査の結果。

令和 5 年度の一般会計・特別会計及び企業会計の決算認定に当たっては、前述したような審査の着眼点に基づき、執行部から決算概要を聴取するとともに、決算審査意見書及び主要施策の成果に関する報告書等を参考に審査を行ったところ、一般会計、特別会計及び企業会計決算は、適法にしてかつ予算議決の趣旨を尊重しながら、健全な財政運営に努められていると認められました。

よって、令和 5 年度一般会計・特別会計及び企業会計決算については、全会一致で認定することに決しました。

なお、個別意見、要望事項は、報告書に記載しているとおりでございます。

以上で報告を終わります。

○議長（酒永光志君） これをもって、上松英邦決算審査特別委員長の報告を終わります。

本 11 議案についての委員長の報告は、意見をつけ認定すべきであるとするものでございます。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

なお、委員長への質疑は、報告にあります委員会の経過と結果に対するものであります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。

これより、それぞれの議案について、討論と採決を行います。

はじめに、日程第 13、議案第 68 号 令和 5 年度江田島市一般会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

これより直ちに採決を行います。

議案第６８号 令和５年度江田島市一般会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は認定することに決定しました。

次に、日程第１４、議案第６９号 令和５年度江田島市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

これより直ちに採決を行います。

議案第６９号 令和５年度江田島市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は認定することに決定しました。

次に、日程第１５、議案第７０号 令和５年度江田島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

これより直ちに採決を行います。

議案第７０号 令和５年度江田島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は認定することに決定しました。

次に、日程第１６、議案第７１号 令和５年度江田島市介護保険（保険事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

これより直ちに採決を行います。

議案第 7 1 号 令和 5 年度江田島市介護保険（保険事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は認定することに決定しました。

次に、日程第 1 7、議案第 7 2 号 令和 5 年度江田島市介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

これより直ちに採決を行います。

議案第 7 2 号 令和 5 年度江田島市介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は認定することに決定しました。

次に、日程第 1 8、議案第 7 3 号 令和 5 年度江田島市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

これより直ちに採決を行います。

議案第 7 3 号 令和 5 年度江田島市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は認定することに決定しました。

次に、日程第 1 9、議案第 7 4 号 令和 5 年度江田島市港湾管理特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

これより直ちに採決を行います。

議案第 7 4 号 令和 5 年度江田島市港湾管理特別会計歳入歳出決算の認定について、

委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は認定することに決定しました。

次に、日程第20、議案第75号 令和5年度江田島市地域開発事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

これより直ちに採決を行います。

議案第75号 令和5年度江田島市地域開発事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は認定することに決定しました。

次に、日程第21、議案第76号 令和5年度江田島市宿泊施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

これより直ちに採決を行います。

議案第76号 令和5年度江田島市宿泊施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は認定することに決定しました。

次に、日程第22、議案第77号 令和5年度江田島市交通船事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

これより直ちに採決を行います。

議案第77号 令和5年度江田島市交通船事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は認定することに決定しました。

次に、日程第２３、議案第７８号 令和５年度江田島市下水道事業会計決算の認定について、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

これより直ちに採決を行います。

議案第７８号 令和５年度江田島市下水道事業会計決算の認定について、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は認定することに決定しました。

日程第２４ 議員派遣について

○議長（酒永光志君） 日程第２４、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りします。

地方自治法第１００条第１３項及び会議規則第１６０条の規定により、配付しておりますとおり、議員を派遣することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、そのように議員を派遣することと決定しました。

ただいま決定した派遣内容につきましては、諸般の事情により変更する場合は、議長に一任願いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、派遣内容の変更する場合は、議長に一任することと決定をいたしました。

閉 会

○議長（酒永光志君） 以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これで、令和６年第３回江田島市議会定例会を閉会します。

皆さん、御苦労さまでした。

（閉会 １０時３８分）

地方自治法 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

江 田 島 市 議 会 議 長

会 議 録 署 名 議 員

会 議 録 署 名 議 員